

平成 28 年度 特定外来生物指定の考え方について

1. 今回の特定外来生物指定の位置付け

平成 27 年 3 月に公表した生態系被害防止外来種リストを受け、現時点で指定が可能と考えられる外来種について指定に向けた検討を進めている。原則として、全ての分類群について検討を行う。

昨年度は、「爬虫類」、「両生類」、「魚類」、「植物」を対象として検討した。平成 28 年度は、昨年度検討を行っていない、「哺乳類」、「鳥類」、「昆虫類等陸生節足動物」、「その他の無脊椎動物」について、対象として検討する。

2. 特定外来生物の指定の全体方針（優先順位）

生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、被害の未然防止効果が高い以下の区分に位置づけられている種類を中心に検討を進める。

なお、以下の区分に該当しない場合にも、現時点で指定すべき種については、指定候補として検討する。

- 定着予防外来種（侵入予防外来種、その他の定着予防外来種）
- 総合対策外来種のうち定着段階が「侵入初期/限定分布」、「小笠原・南西諸島」のもの

3. 指定までのスケジュール（案）

平成 28 年 12 月～

平成 29 年 2 月 : 専門家グループ会合等（哺乳類・鳥類、昆虫類等陸生節足動物、その他の無脊椎動物）

2 月 23 日 : 専門家会合（全体会合）

3 月 : パブリックコメント（1 か月間）

平成 29 年 7 月頃 : 特定外来生物に指定